

IV 総合治水対策の目標

総合治水対策の目標

「東京都豪雨対策基本方針」では、10年後までに効果的・効率的な豪雨対策を実現するため選定した対策促進エリアにおいて、平成29年度までに概ね時間55ミリ降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止し、概ね30年後までに東京都全域において時間60ミリの降雨までは浸水を解消、時間75ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することとしています。

区の目標は、「東京都豪雨対策基本方針」及び「豪雨対策計画」を基本とします。ただし、東京都が定めた対策促進エリア以外の地域である立会川流域においても浸水被害が発生していることから、区の対策エリアは区内全域を対象とし、当面達成すべき平成29年度の目標及び長期見通し（概ね30年後）の目標を設定し、治水対策に取り組んでいきます。

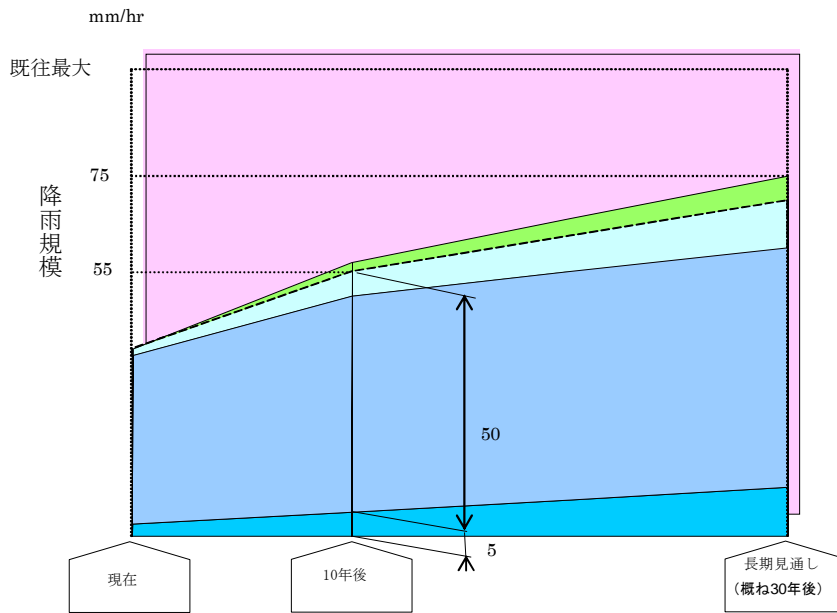
「目標」

○平成29年度まで

- 概ね時間55ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止すること。
- 既往最大降雨*などが発生した場合でも、生命の安全を確保すること。

○長期見通し（概ね30年後）

- 概ね時間60ミリの降雨までは浸水発生を解消すること。
- 概ね時間75ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止すること。
- 既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保すること。



凡例

避難・防災対策の強化: 豪雨情報提供等(主に区)
家づくり・まちづくり対策: 水害ハザードマップ周知等(主に区)
河川・下水道整備(貯留施設): 調節池、調整池等(主に東京都)
河川・下水道整備(流下施設): 護岸、管路整備等(主に東京都)
流域対策: 雨水流出抑制施設設置、みどりの保全・創出等(主に区)

「東京都豪雨対策基本方針」の内容(表示)を一部変更

図 4-1 各対策の役割分担

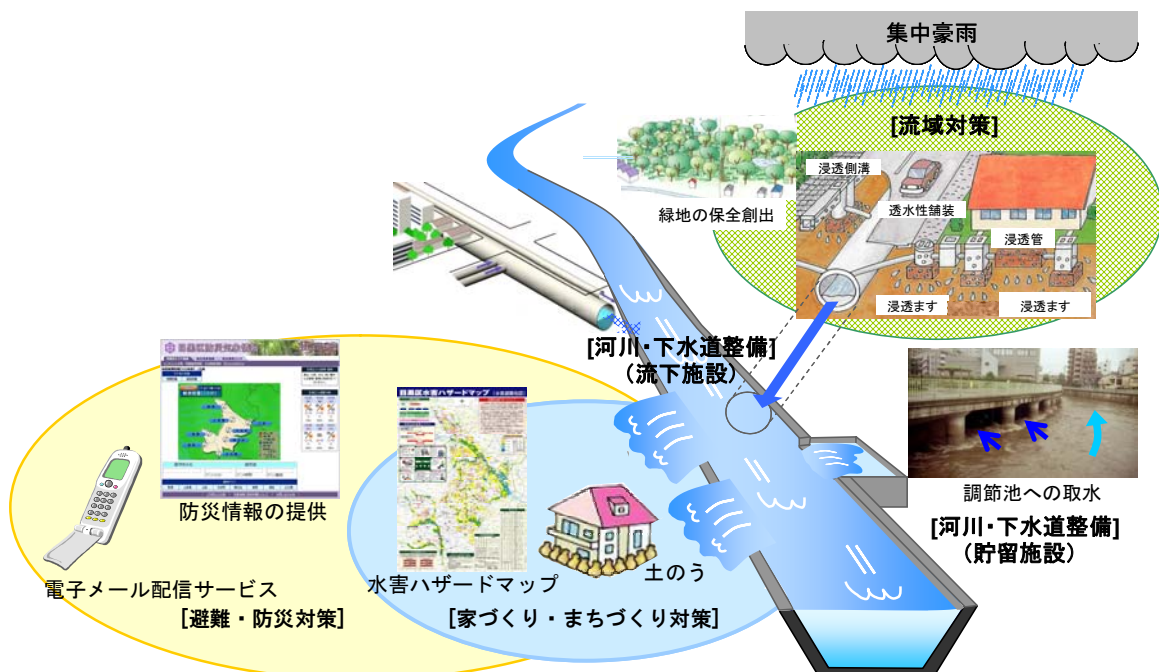


図 4-2 総合治水対策の施策

「東京都豪雨対策基本方針」の図を一部変更(追加)

総合治水対策の役割分担

東京都と区の役割分担

区は効果的、効率的な総合治水対策を実現するため、河川、下水道及び流域対策の各対策について東京都との役割分担を明確に設定します。

ア 平成 29 年度まで

治水対策は、各河川の流域全体で取り組む必要があります。

区は、雨水流出抑制施設の整備やみどりの保全・創出などの流域対策により、時間 5 ミリ降雨相当の流出を抑制していきます。あわせて、区民や事業者等の方に対し、自ら水害に備えることができる仕組みづくりや、避難行動のあり方を整備していきます。

東京都は、広域的な治水対策として、時間 50 ミリ相当の降雨に対応できるよう河川や下水道の整備を進めています。区は、これらの整備が計画通りに進むよう東京都へ働きかけを行っていきます。

区と東京都は、あわせて時間 55 ミリ相当の降雨に対応した整備を進めていきます。

イ 長期見通し（概ね 30 年後）

区と東京都において、各河川の流域全体目標である雨水流出抑制施設やみどりの保全・創出などの流域対策により約 10 ミリ降雨相当分の雨水流出の抑制とともに、区民の生命身体、財産を守ることができる施策の充実を図っていきます。

区と区民、事業者等の方の役割分担

区内全域における治水対策を充実させるためには、区民や事業者等の方の協力が不可欠です。

区では、今後とも雨水流出抑制施設の整備促進をはじめ、降雨時における情報提供の工夫や、水害の危険性の周知及び浸水防止対策の事例紹介など積極的な情報発信を行っていきます。あわせて、水害などの災害時には、高齢者、障害者など避難支援が必要な方への援護対策を進めていきます。

一方、区民や事業者等の方は、自らの生命・財産は自分で守るという認識のもと、雨水流出抑制施設の設置をはじめ、区や地域から発信される情報を積極的に活用することが必要です。

V 総合治水対策の方針

基本的な考え方

計画の期間を長期見通し（概ね 30 年後）として、概ね時間 60 ミリの降雨までは浸水発生を解消し、概ね時間 75 ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することともに既往最大降雨などが発生した場合でも生命の安全を確保することを目標として、雨水の流出を抑える「流域対策」、浸水被害を軽減する「家づくり・まちづくり対策」、区民の生命身体を守る「避難・防災対策」の方向を示します。

流域対策の方向

流域対策として、区の施設において雨水流出抑制施設の設置をより一層推進するとともに、公共施設や民間施設における雨水流出抑制施設の設置が進むよう協力を求めています。また、みどりの保水能力を流域対策に取り込み、治水対策の充実を図っていきます。

家づくり・まちづくり対策の方向

家づくり・まちづくり対策においては、まず区民や事業者等の方が、自らの住む場所の水害特性を理解し、自助による対策が促されるよう、水害に関する情報を積極的に提供していきます。

また、水害の危険性が高い地域や施設においては、建築時等における浸水対策の検討など、区民や事業者等の方自らが水害に備えることができるような仕組みづくりを行っていきます。

避難・防災対策の方向

降雨量が河川や下水道の排水能力を超え、大規模な水害や内水はん濫の発生が予想される場合、避難行動により生命身体の安全を守ることが必要です。避難が確実、かつ安全に行われるため、平常時から必要となる情報の提供や避難方法を事前に周知し、自助、共助による行動のあり方を整備していきます。

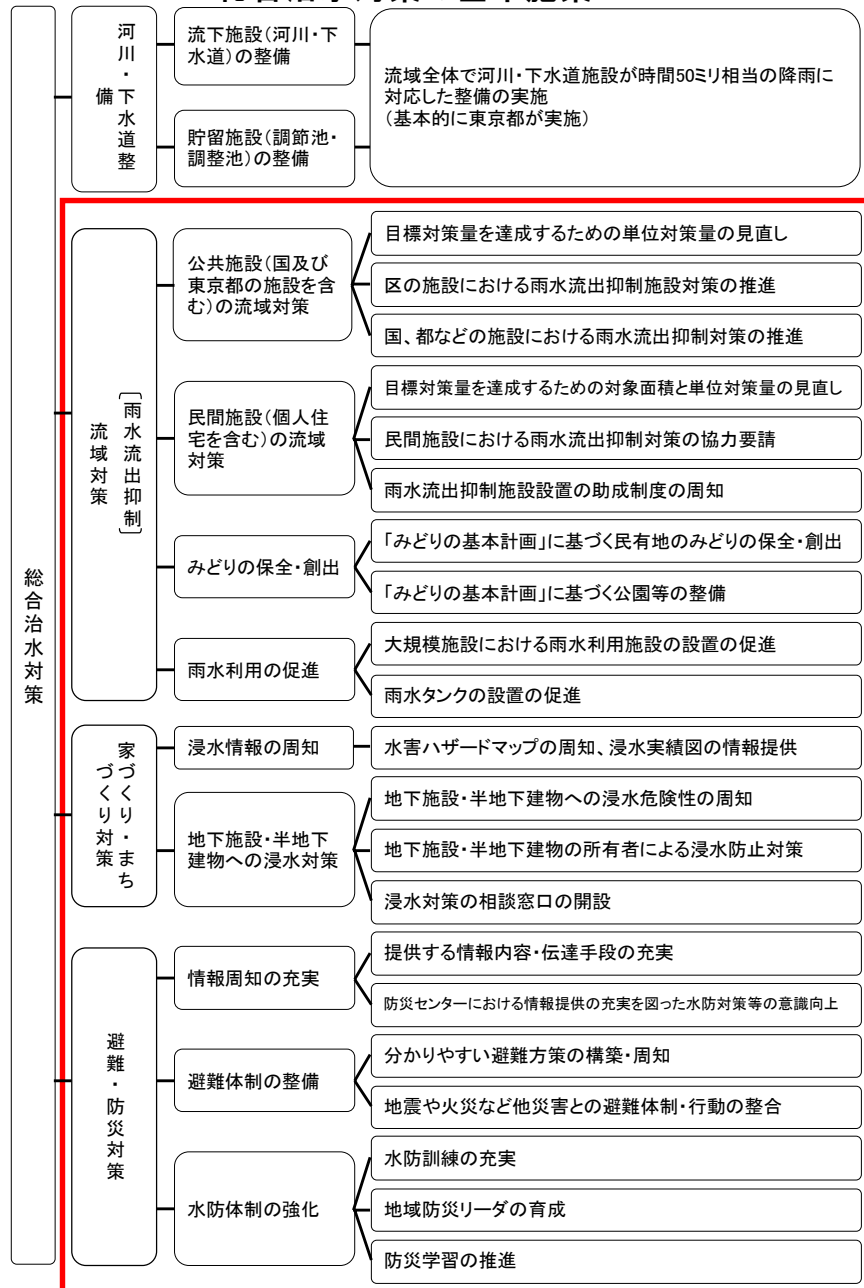
VI 総合治水対策の計画

基本的な考え方

区は、平成 29 年度までに、次に示す総合治水対策を実施します。

- ▶ 雨水の流出を抑える「流域対策」において、時間 5 ミリ相当の降雨の流出抑制を実施します。
- ▶ 浸水被害を軽減する「家づくり・まちづくり対策」において、浸水対策が実施される仕組みづくりを行います。
- ▶ 区民の生命身体を守る「避難・防災対策」において、区民や事業者等の方が豪雨時に必要な情報を得て、自発的に適切な避難・防災対策などが講じられるようにします。

総合治水対策の基本施策



□ …主に、区と区民、事業者等の方が取り組む総合治水対策の範囲

流域対策の計画

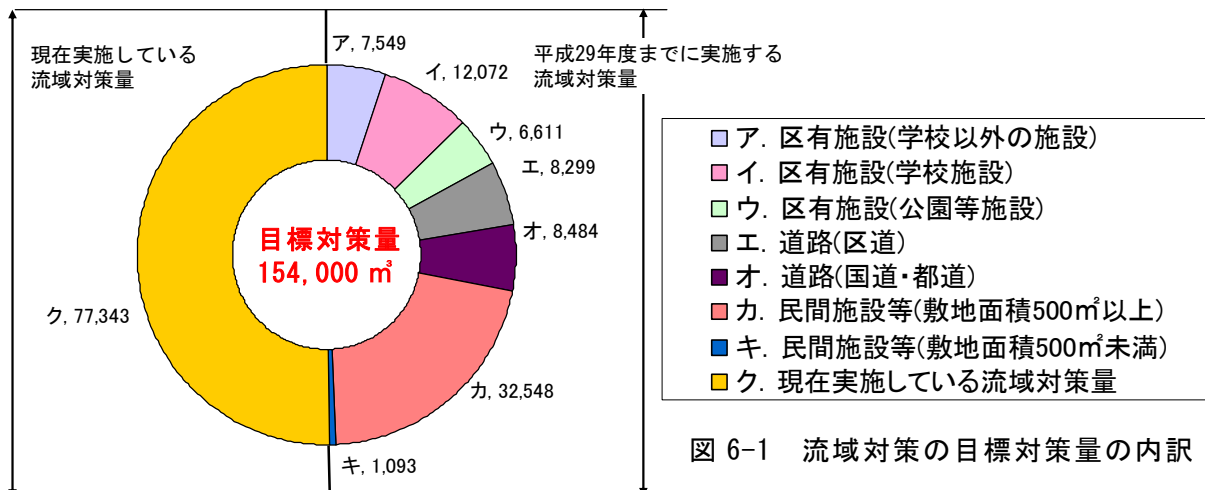
区は、区内全域を対象に、時間 5 ミリ相当の降雨の流出を抑制するため、目黒川流域で 8.3 万 m³、呑川流域で 3.8 万 m³、渋谷川・古川流域で 0.2 万 m³ の雨水流出抑制対策を行います。これら 3 流域の対策量から算定すると立会川流域で 3.1 万 m³ の対策量が見込まれることから、区全域では 15.4 万 m³ の雨水流出抑制対策が必要となります。現況では 7.7 万 m³ が対策済みであるため、平成 29 年度までを目処に 7.7 万 m³ の対策を行っていきます。

雨水流出抑制施設の整備は、区の施設はすべての施設を対象に実施します。国及び東京都などの公共施設についても、すべての施設で対策がされるよう強く協力を求めています。あわせて、民間施設にも協力を依頼します。また、みどりの保水能力を向上させるため、民有地のみどりの保全・創出や公園等の整備に努めます。

区は総合治水対策の一つとして、雨水利用に取り組んでいきます。現在、トイレの洗浄水などに雨水を利用するなど、雨水利用に取り組んでいる区の施設は 17 施設あります。今後は、各家庭における雨水タンクの設置など、雨水利用が進むような仕組みづくりを検討していきます。

表 6-1 平成 29 年度における目標対策量とその内訳

施設	分類	目黒川 (m ³)	呑川 (m ³)	渋谷川・古川 (m ³)	立会川 (m ³)	合計 (m ³)
区有施設	区有施設(学校以外の施設)	3,710	1,482	82	2,274	7,549
	学校施設	5,688	2,261	86	4,037	12,072
	公園等施設	4,387	1,526	242	456	6,611
道路 (車道・歩道)	区道	0	5,711	509	2,080	8,299
	国道・都道	2,084	3,357	151	2,894	8,484
民間施設等 (国、東京都などの公共施設を含む)	敷地面積500m ² 以上	24,009	4,775	338	3,427	32,548
	敷地面積500m ² 未満	601	237	4	251	1,093
合計		40,478	19,349	1,411	15,418	76,657
現在までに実施している流域対策量		42,522	18,651	589	15,582	77,343
目標対策量		83,000	38,000	2,000	31,000	154,000



<取り組む施策>

○ 公共施設（国及び東京都の施設を含む）の流域対策

区の施設については、すべての施設を対象に雨水流出抑制対策を実施します。また、国及び東京都などの公共施設についても積極的に対策の協力を求めています。雨水流出抑制施設の設置に当たっては、地形状況や土質状況などを勘案して実施していきます。単位対策量は表 6-2 の数値を基本とします。

表 6-2 単位対策量（公共施設）

施設	単位対策量 (m^3/ha)
庁舎などの建物	600
車道	290
歩道	200
公園等	600

○ 民間施設（個人住宅を含む）の流域対策

民間施設に対し、流域対策の協力を求めています。

大規模民間施設の敷地面積を $1,000 \text{ m}^2$ から 500 m^2 に引き下げる方向で見直します。また、個人住宅や事業者等の所有する小規模民間施設においても雨水流出抑制施設の設置協力を求めています。単位対策量は表 6-3 の数値を基本とします。

表 6-3 単位対策量（民間施設）

施設	単位対策量 (m^3/ha)
大規模民間施設（ 500 m^2 以上）	600
小規模民間施設（ 500 m^2 未満）	300

○ みどりの保全・創出

- 一定規模以上の建替え等に際してみどりの保全と創出を義務付け、その取り組みを進めていきます。また、一定基準以上の樹木や樹林については保存樹木等に指定し、みどりを保全していきます。
- 公共施設の敷地や建築物については、民有地の緑化の模範となるような緑化を推進していきます。
- 公園等の確保・整備にあたっては、新たな事業制度の活用を検討を進めるとともに都市整備事業と連携し、その取り組みを進めていきます。

○ 雨水流出抑制施設の維持管理

- 雨水流出抑制施設は落ち葉や砂などにより目詰まりが発生し、雨水浸透・貯留効果が低下します。施設の機能を十分に維持するため、定期的な清掃など適切な維持管理を行っていきます。

家づくり・まちづくり対策の計画

- 現在では、河川や下水道の改修により河川からの溢水や内水はん濫による大規模な浸水被害が減少し、水害を経験した方々も一部の地域に限られています。
今後起こりうる豪雨などの水害に備え、区民や事業者等の方が浸水危険度の認識を高め、自発的な建物の浸水対策が促進されるように、浸水情報の周知に努めます。
- 近年、区内では河川、下水道の溢水による大規模な水害や内水はん濫は発生していません。しかし、大雨時には地下施設や半地下建物へ雨水が流れ込み、浸水被害を受けたとの報告が多く寄せられています。
こうした現状を踏まえ、地下施設や半地下建物を所有する区民や事業者等の方に対して浸水被害を軽減するため、次のような対策について取り組んでいきます。

<取り組む施策>

- 浸水情報の周知
 - 「目黒区水害ハザードマップ」の周知
 - 浸水情報の提供
- 地下施設・半地下建物への浸水対策
 - 地下施設・半地下建物への浸水危険性の周知
 - 地下施設・半地下建物の所有者による浸水防止対策
 - 浸水対策の相談窓口の開設



図 6-2 目黒区水害ハザードマップ

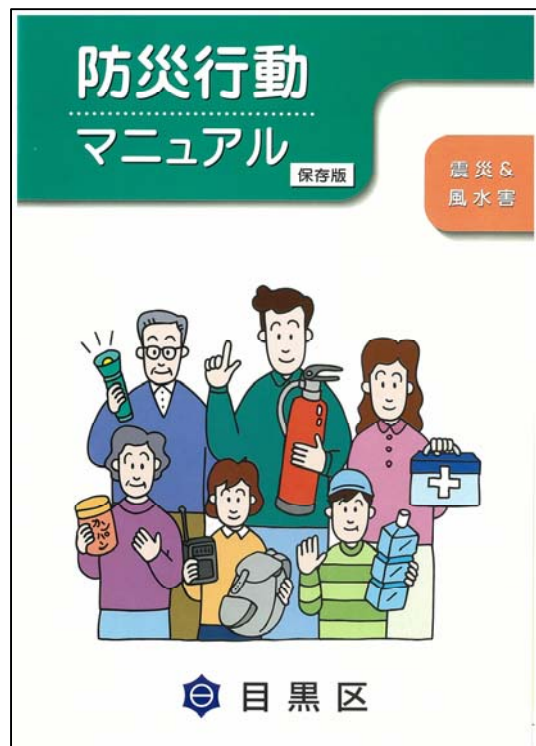


図 6-3 防災行動マニュアル

避難・防災対策の計画

- 区は防災行動マニュアルや区ホームページ、めぐろ区報などにより、日頃から防災情報の提供を実施しています。しかし、近年増加している地下施設や半地下建築物の浸水被害に対しては、発生している状況をリアルタイムに電子メールで配信するなどの「プッシュ型※」で提供することが有効です。

こうした現状を踏まえ、多くの区民や事業者等の方に早急に十分な情報を提供できるように、次のような対策を検討していきます。

- 区は地域防災計画の中で水害時の避難計画を示し、避難勧告・指示の基準を記載していますが、避難の必要性の判断や突然の避難行動の実施は困難です。

日ごろから、区民や事業者等の方に対して浸水の危険性を知らせ、自主的に避難行動を実施できるように、次のような対策の実施に努めます。

- 高齢社会の到来による災害時要援護者※の増加、生活・就業形態の変化等による地域コミュニティの衰退や実際に浸水被害を経験した方の減少などによって、地域の防災力や避難行動力が低下するなど、洪水発生後に被害が拡大する要因が増加しています。災害時に地域住民が相互に助け合うように、防災リーダーの育成や「共助」による水防体制の構築の必要性が高まっています。

こうした現状を踏まえ、地域の防災力を向上させるため、次のような対策の実施に努めます。

<取り組む施策>

○ 情報周知の充実

- 提供する情報内容、伝達手段の充実
- 防災センターにおける情報提供の充実を図った水防対策等の意識向上

○ 避難体制の整備

- 分りやすい避難方策の構築、周知
- 地震や火災など他の災害との避難体制、行動の整合

○ 水防体制の強化

- 水防訓練の充実
- 地域防災リーダーの育成
- 防災学習の推進

＜ 用 語 集 ＞

用語	意味
総合治水 (総合治水対策)	河川の治水施設の整備と流域における保水・遊水機能の維持、水害に安全な土地利用の誘導等、河川と流域の両面から水害の軽減・防止を図ることを総合的な治水対策といいます。
流域対策	流域対策とは、総合的な治水対策の一環として、流域内に降った雨水を貯留したり、浸透させたりして、河川や下水道への流出を抑制する対策のことです。流域対策として設置する施設には、防災調整池や貯留槽などの貯留施設と、浸透マス、浸透トレンチ、透水性舗装などの浸透施設があります。
雨水流出 抑制施設	雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設。都市化によって低下した流域の雨水流出抑制機能を回復させます。
集中豪雨	狭い範囲に数時間にわたり強く降り、100mm から数百 mm の雨量をもたらす雨。積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起き、重大な土砂災害や家屋浸水等の災害を引き起こします。
東京都豪雨対策 基本方針	東京都の基本方針で、時間 50 ミリを超える局所的な集中豪雨に対する取組について、対策を促進するエリア（対策促進エリア）を選定し、床上浸水等防止策や生命を守る対策、公民の役割分担の明確化など、ハード・ソフト両面の方向性を示しています。
豪雨対策計画	「東京都豪雨対策基本方針」で選定された 7 つの対策促進流域において、地域の特性に合わせた河川整備や下水道整備、流域対策やまちづくり対策などの具体的内容を定めています。
自助・公助・共助	自らの身は自分で守る「自助」、自分たちのまちを助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という考え方
溢水(いっすい)	河川の水が堤防から溢(あふ)れ出ることです。
地下施設	建築基準法では、床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの 3 分の 1 以上のものを、地階と定めています。半地下とはこれに当てはまらないものをいっています。
既往最大降雨	区では、平成 12 年 9 月に発生した東海豪雨(総雨量 589mm・時間最大雨量 114mm)の実績をもとに既往最大降雨を設定しています。
災害時要援護者	災害時の一連の避難行動を取るのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等を指します。
プッシュ型	必要な情報をユーザーや能動的な操作を伴わず、自動的に配信されるタイプの技術やサービスのことで、テレビやラジオなどのように情報提供者側からユーザーに対して情報が「押し出されてくる」ような感じからこう呼ばれています。「プル型」の反対語となります。
透水性舗装	舗装体を通じて、雨水を直接路床へ浸透させ、地中に還元する機能をもつ舗装をいいます。

参考：「目黒区ホームページ」、「国土交通省ホームページ」

「国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ」、「気象庁ホームページ」等

目黒区総合治水対策基本計画 概要版

主要印刷物番号

22-4号

平成22年5月発行

発行 目黒区
編集 目黒区都市整備部都市計画課
東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
電話 03(5722)9725(直通)

業務委託先 株式会社 東京建設コンサルタント
豊島区北大塚一丁目15番6号
電話 03(5980)2633(代表)

